

「指定通所介護」兼「総合事業通所型サービス」

重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービス及び、総合事業通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象になります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業所の所在地 福岡県柳川市三橋町正行476番地
2. 事業所長（管理者） 高 須 義 正
3. 開設年月日 平成11年4月1日
4. 利用定員 40名
5. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 柳川市

営業日	月～土・祝日		
受付時間	月～土・祝日	8時30分～17時30分	
サービス提供時間	月～土・祝日	9時00分～16時10分	

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者又はご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〔サービスの概要〕

①食事（食事代は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 昼食：12：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも補助器具、機械浴を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の援助・介助・オムツ交換を行います。

④機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〔サービス利用料金〕（契約書第 7 条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度、提供時間に応じて異なります。下記は利用時間 6～7 時間利用の場合）

1.ご利用者の 介護度とサ ービス利用 料	要 支 援 1 17,980 円	要 支 援 2 36,210 円	要介護 1 5,840 円	要介護 2 6,890 円	要介護 3 7,960 円	要介護 4 9,010 円	要介護 5 10,080 円
2.上記の内、介 護保険から 給付される 金額	16,182 円	32,589 円	5,256 円	6,210 円	7,164 円	8,109 円	9,072 円
3.サービス利 用に係る自 己負担 (1-2)	1798 円 1 ヶ月分	3621 円 1 ヶ月分	584 円 1 回分	689 円 1 回分	796 円 1 回分	901 円 1 回分	1008 円 1 回分
☆ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）{要介護 1～5（18 円）}{要支援 1（72 円）、要支援 2（144 円）} ☆ 上記の利用料金（加算含）の他に、下記のサービスを希望される方は、別途、利用料が必要です。 1. 入浴サービス（Ⅰ） 40 円（要支援 1・2 の方は基本料金に含まれています） 2. 個別機能訓練（Ⅰ）イ 56 円（要介護 1～5 の方のみ） 3. 口腔機能向上サービス 150 円（選択の制限はなし）（1 ヶ月に 2 回まで） 4. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 利用料金（介護保険適用分）の 9.2%							

☆要支援 1 の方については、利用回数が 1 ヶ月に 4 回程度、要支援 2 の方については、利用回数が 1 ヶ月に 8 回程度としておりますが、利用料金については、初回に上記の通り 1 ヶ月分の利用料を納入していただきます。尚、2 回目以降欠席されることがあった場合でも払い戻しはありません。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者又はご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交

付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)の①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて、ご利用者又はご契約者の負担を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者又はご契約者の負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

①食事の提供(昼食代)

ご利用者に提供する昼食代です。

料金：1回あたり 600円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

柳川市・みやま市 無料

その他の地域 片道2kmを超える場合 . . . 1kmにつき50円

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者又はご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご利用者又はご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とされる場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者又はご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

オムツ代 実費

その他必要と思われる物 実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う7日前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用時にその都度お支払下さい。

但し、要支援1・2の方については、初回に1ヶ月分(基本料金)の利用料を納入していただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- 利用予定日の前に、ご利用者又はご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者又はご契約者の希望する機関にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者又はご契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について (契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施設長 田中美穂

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 生活相談員 高須義正 TEL 0944-75-1833

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

○第三者委員

樋口 雅子 (監 事) 柳川市蒲生 858 番地 8 TEL 0944-74-1760

白田 さなえ (元利用者家族) 久留米市野中町 1175 番地 1—612 号

TEL 090-5477-8964

(2) 当事業所以外における苦情の受付

○福岡県介護保険広域連合 柳川・大川・広川支部 0944-75-6301

受付時間 9:00～17:00

住所: 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内 (1 階)

○柳川市地域包括支援センター 0944-75-6321

受付時間 9:00～17:00

住所: 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内 (1 階)

○柳川市役所福祉課 高齢者福祉係 0944-73-8111

受付時間 9:00～17:00

住所: 柳川市本町 87-1

○みやま市介護支援課 介護保険係 0944-64-1555

受付時間 8:30～17:00

住所: みやま市瀬高町小川 5

○福岡県国民健康保険団体連合会 苦情相談係 092-642-7859

受付時間 9:00~17:00

住所：福岡市博多区吉塚本町 13-47

7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定通所介護・総合事業通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合は、事業者が加入する賠償責任保険内において損害賠償を速やかに行うものとします。

8. 個人情報の保護

個人情報に関する基本規則及び個人情報取り扱い規則等に則り、適切に情報の保護に努めます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備上の使用上の注意（契約書第12条参照）

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス及び総合利用通所型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター サンプリッジ

説明者職名 生活相談員 氏名 高 須 義 正 印

私は、本書面に基いて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び総合事業通所型サービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名 印

契約者住所

氏名 印